

令和8年度大阪港湾局（泉州港湾・海岸部）建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）
に係る参加資格事前登録申請説明書「海上工事」

大阪港湾局（泉州港湾・海岸部）建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）に係る海上工事災害時等施工能力事前審査登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、以下の事項を熟知のうえ、海上工事災害時等施工能力事前登録申請書を提出しなければならない。

1 対象者及び対象工事

この参加資格事前登録の対象者は、次の要件に該当する者とする。

- ① 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿中、「土木一式工事」を業種登録し、有効な経営事項審査を受けている者（事業協同組合を含む。以下同じ。）で、等級がB、C又はDに格付けされている者であること。
- ② 受注希望工種を「土木」としている者であること。
この参加資格事前登録の対象工事は、海上工事（港湾区域、漁港区域又は一般海域において海上から作業船を使用して行う工事をいう。）とする。
- ③ 大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、田尻町及び岬町に大阪府建設工事競争入札参加資格審査申請において届け出ている大阪府と契約する営業所を有する登録業者を対象とする。
- ④ 大阪府総務部契約局の電子入札情報メールサービス（無料）に登録し、電子入札案件情報を受け取れる者であること。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-mailservice.html

2 災害時等施工能力事前審査登録申請書の提出

- (1) 災害時等施工能力事前審査登録申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式第1号から第7号により作成すること。
- (2) 申請書の表紙には、登録希望者の「住所・商号又は名称・代表者名」を記入し、代表者印（契約書等に押印する使用印を含む。以下同じ。）を押印すること。ただし、本人（代表者）が署名する場合は、押印は不要とする。
- (3) 申請書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを含む）は、書面の持参により提出すること。なお、提出部数は1部とする。
- (4) 申請書の作成及び提出に要する費用は、登録希望者の負担とする。
- (5) 申請書の提出期間及び提出場所は、以下のとおりとする。

① 申請書提出期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月20日（金）

受付時間：平日の10:00～16:30 ※12時15分から13時までの間は除く

② 申請書提出場所

大阪港湾局泉州港湾・海岸部 総務振興課 あて

（書面の持参により提出）

※なお、登録希望者は、別紙様式第7号に必要事項を記載の上、登録用アドレスより総務振興課あてに（kowankyoku@sbox.pref.osaka.lg.jp）添付ファイルとしてメール送信すること。

3 審査基準

2で提出された申請書に関する審査は、次の審査基準により行う。

- ① 事前審査の対象となる年度の大坂府建設工事競争入札参加資格者登録を有し、かつ、受注希望工種を「土木」としている者であること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 上欄に掲げる「土木一式工事」に関する同法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者又は一般建設業の許可基準である営業所に設置する専任の技術者）を 2 名以上直接雇用していることを証明できる者であること。なお、事業協同組合及び法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含むものとする。
- ③ ②の技術者のうち 1 名は、過去 15 年間に海上工事の技術者としての経験を有する者であること。
- ④ 土木一式工事について、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の審査基準日が事前登録の申請日の 1 年 7 ヶ月前に相当する日以後の日であること。
- ⑤ 工事用作業船を大坂府内に係留しており、その作業船の所有若しくは共有（専用的に使用できる状態に限る）又は 6 ヶ月以上の専属の傭船契約により事前審査の申請時に 1 隻以上保有していることを証明できる者であること。
なお、事業協同組合である場合においては当該事業協同組合名義であること。
また、工事用作業船とは、浚渫船（ポンプ形式を除く。）、起重機船、クレーン付台船及びこれらと同様の機能を有するものとする。
- ⑥ 過去 15 年間に海上工事の施工実績（発注者から直接請け負った工事、又は発注者から直接請け負った元請負人から請け負った工事（一次下請け）の実績に限る。）を有することであること。
- ⑦ 常用労働者を 3 名以上直接雇用していることを証明できる者であること。なお、役員や家族従業員については、社外取締役を除き常用労働者として取り扱うことができる。ただし、②の技術者に該当するとして申請した者を除く。
- ⑧ 災害時における応急対策に係る大坂港湾局からの要請に協力することを誓約している者であること。
- ⑨ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

※ 海上工事とは、港湾区域、漁港区域及び一般海域において、海上から作業船（警戒船、交通船を除く。）を使用して行う工事をいう。

4 審査結果の通知

2で提出された申請書の審査の結果については、申請書に記載しているメールアドレスあて電子メールで通知し、事前審査で適格とされた業者を認定業者とする。

5 審査結果に対する質問

4の審査結果について質問事項がある場合は、質問事項を記載した文書（以下「質問書」という。）を 2(5)②の提出場所に持参により提出すること。なお、質問書の提出期限は、審査結果の通知があった日の翌日から起算して 10 日後とする。

質問事項を記載した文書が提出されたときは、その文書の提出があった日の翌日から起算

して7日以内に文書により回答する。

なお質問書の提出及び回答期間については、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する府の休日は除く。

6 入札参加資格事前登録の有効期間

入札参加資格事前登録の有効期間は、以下のとおりとする。

有効期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
------	---------------------

7 入札実施のお知らせ

<電子入札の場合>

大阪府総務部契約局の電子入札情報メールサービス（無料）に登録しているメールアドレス宛てに、システムから電子入札情報が配信される。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-mailservice.html

<電子入札以外の場合>

条件付一般競争入札（事前審査型）により建設工事を発注する場合、認定業者のうち当該工事の資格要件を満たす全ての業者に対し、入札参加者の募集に係るお知らせを、大阪港湾局から申請書に記載するメールアドレスあてに、電子メールによりお知らせするものとする。

8 その他の留意事項

- (1) 認定業者は、6の有効期間中に、1に規定する要件に該当しなくなった場合及び2で提出した申請書に記載する項目（所在地・名称等含む）について変更した場合、別紙様式第8号により大阪港湾局長に速やかに変更を申し出なければならない。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合、4の認定を取り消す。
 - ① 認定業者が大阪府の発注する建設工事において不適切な行為を行ったとき
 - ② 2で提出した申請書に虚偽の記載があったとき
 - ③ 事前審査登録申請時に届け出ている大阪府と契約する営業所の所在地を1③に規定する地域から当該地域外へ移したとき
 - ④ 1に規定する要件に該当しなくなったとき、または3に規定する審査基準を満たさなくなったことが判明したとき
- (3) 提出された申請書は、返却しない。
- (4) 必要に応じて申請者に対し、別途資料の請求及びヒアリングを行うことがある。
- (5) 取得した個人情報は、技術者等の照合・確認以外には使用しないものとする。

問合せ先	事務所名（担当課）	所在地・電話番号
	大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 総務振興課	〒595-0055 泉大津市なぎさ町6番1号 堺泉北港ポートサービスセンタービル10階 電話番号 0725-21-7216